

令和4年度包括外部監査(社会教育行政に関する事業の事務の執行について)

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要
第4 監査各論
1. 公民館
Ⅲ 監査結果と意見
① 忘れ物の管理について（意見）
忘れ物の保管期間については、各公民館の自主的な方針に委ねられ、公民館全体としての統一的な取り扱いがなされていない。 公民館に対する地域住民の信頼性を確保し、忘れ物の保管責任に関するトラブルを未然に防止する観点から、忘れ物については、一定の規程を定めた上で、保管期間等について掲示等を行って利用者へ周知することを検討すべきである。
② 利用者の預かり品の管理について（意見）
利用者サークルの私物備品を、各公民館において預かっている事案が見受けられた。また、既に廃止となった利用者サークルの私物物品が残置されている事案も存在した。各公民館が利用者サークルの私物備品を預かる行為については、これを規定するものがないままに行われている点から問題がある。 管理上の責任が生じる可能性があり、規程を定めた上でこれに従った管理を検討すべきである。
④ 西神楽公民館の備品の管理について
西神楽公民館の講堂内にはピアノがあり利用者に使用されることがあるが、西神楽公民館の備品台帳上は存在しておらず農業構造改善センターで計上されている。このことから、西神楽公民館で使用するものであれば、農業構造改善センターから西神楽公民館へ移管した上で規程に従って使用料を収受すべきであり、西神楽農業構造改善センターで使用するものであれば、講堂以外の室で使用するべきである。
⑤ 備品の管理状況について
イ. 備品ラベルの要件の不備
各公民館では備品と現物の突合作業について年度に1回行われているが、少数ながら備品ラベルが未貼付の物品や備品ラベルは貼付されているものの不鮮明な備品が存在した。こうした備品ラベルの不備は備品管理上問題があるため、備品ラベルの管理についてはより厳密にすべきである。
ロ. 備品の実在性について
一部の公民館においては、学校から寄附を受けた卓球台が実在していたにもかかわらず、備品登録申請がなされていないため備品台帳に記載されておらず、事実上消耗品として管理している事案が見受けられた。寄附など購入以外の方法によって物品を受け入れた場合には、当該物品が備品に該当するのか、それとも消耗品に該当するのか、時価がはっきりしていないものについては、新品の価格により寄附受納する等の、物品を受け入れた時点の時価の見積方法について統一した基準を設けるなどの対応を検討されたい。
⑥ 供用不用品について（意見）
一部の公民館において、破損し使用不能の椅子など供用不用品と認められる物品が存在しているが、物品管理者から物品総括管理者へ返納届が提出されていない事例が見受けられた。よって、旭川市物品管理規則第24条に従い供用不用品が生じたときは、公民館の物品管理者は速やかに返納届を物品総括管理者に提出することを遵守すべきである。

令和4年度包括外部監査(社会教育行政に関する事業の事務の執行について)

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要
⑦ 広報活動について（意見） 公民館全体の利用者数及び利用率は、平成29年度から低下傾向にある。公民館の利用を用途別・使用目的別に捉えると、特に、用途・使用目的に制限がある調理実習室や工芸室、実習室の利用率を高めるために、旭川市のホームページやパンフレットによる広報の一層の工夫を期待したい。
⑨ 利用人数の規定について（意見） 公民館の貸室の使用は団体使用によるものとし、使用時の最低人数は5人以上（室面積が200㎡以上の場合は10名）とされている。 利用率が低迷していることを勘案すると現在の最低使用人数が合理的とはいえない。また、少子高齢化の影響から使用時の人数の5人ないし10名の確保が難しくなっている利用者サークルも存在するとのことからも、最低使用人数の引き下げを検討すべきである。
4. 旭川市博物館
(2) 監査結果と意見
① 収蔵資料の管理について
イ. 燻蒸処理について
現在、燻蒸設備の故障により、燻蒸処理を実施できていない資料が多数ある。 燻蒸処理を行わないことは、マニュアルに反するだけでなく、資料の劣化につながる事態であるため、できるだけ早期の修繕を実現すべきである。
ロ. 現在の燻蒸以外の資料保存管理方法について（意見）
燻蒸に用いられる化学薬剤は、人体にとっても有害であり、環境への負荷も懸念されている。 現状の燻蒸処理だけでなく、化学薬剤にのみ頼らないIPM（Integrated Pest Managementの略で、「総合的有害生物管理」のように訳される。）のような他の方法による資料保存管理についても検討する価値はあると思われる。
ハ. 収蔵資料の整理について（意見）
現在、収蔵資料数は増加の一途をたどっている。このまま増加し続ければ、保管する場所もなくなり、新たな場所を確保する等の措置が必要となる。 博物館における処分の基準を設けることが困難であることは理解できるが、時間をかけて基準を設定する必要があるからこそ、早めに着手することが必要である。
二. 収蔵資料の記録方法（意見）
収蔵資料の台帳はパソコンのソフトを利用して作成されているが、登録が古いものなどは紙での記録のままとなっており、データ処理されていない。 マニュアルでは、台帳に記録することとなっており、電子データとして記録しなければならないとは規定されていないが、管理上も電子データとして統一することが望ましいため、順次、電子データ化を進めるべきである。

令和4年度包括外部監査(社会教育行政に関する事業の事務の執行について)

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要
ホ. 収蔵資料のデジタル・アーカイブ化について（意見） 現状、デジタルデータ化されている収蔵資料は1,900点程度、全体の2%程度である。デジタルデータ化に手を付け始めたというところである。 法改正もあり、今後急速にデジタルデータ化を進める必要があるため、中期的な目標を定めるなど着実に遂行できる体制を整えるべきである。
③ 茶室について イ. 茶室の位置付けについて（意見） 現状、茶室は貸室としては利用頻度が低く、歴史的建造物としての展示としては周知が不足している。 歴史的建造物として今後も利用するのであれば、更なる周知が必要であると思われるし、貸室として利用を促進するのであれば、旭川市博物館の所管とするよりも、貸室事業が主である旭川市大雪クリスタルホールの所管とすることも考えられる。
⑤ 展示物に関する解説等の情報提供方法（意見） 旭川市博物館では、各要所に展示物の解説文があるが、解説員が常駐しているわけではない。Wi-Fiの利用が可能となれば、携帯電話を使用したサービスの提供により、解説員が常駐しなくても音声による解説を聞くことができるようになる。 例えば、全国の博物館で利用されているポケット学芸員等のサービスを導入することも今後の状況によって検討すべきと思われる。
⑥ アイヌをはじめとした郷土資料に関する情報の管理について（意見） 今後、アイヌに関する資料収集と整理、保管及び管理の重要性は増すと思われる。それぞれの施設が独自にそれらの作業を進めるだけでなく、横のつながりを活用し、効率的かつ効果的に進めることが重要となるであろう。 旭川市博物館では、アイヌに関する資料の重要性を考慮し、各関係施設と連携しながら、資料に関する情報の管理について進めていく必要があると考える。
⑧ 入館料について（意見） 現状では、入館料が値上がりしようと、入館者数が増加しようと、その収入増が旭川市博物館の予算には直結しない。そのため、入館者数を増加させることが職員にとってモチベーションとなり得るかは疑問が残る。民間の企業とは異なるため、旭川市博物館の職員が、旭川市博物館のみの収支を考えればよいというわけではないが、自分たちの采配によって、入館料収入が増減する可能性のある施設である以上、その成果を旭川市博物館に還元できるような仕組みについて一度検討すべきである。
⑨ 指定管理者制度についての検討（意見） 旭川市博物館は、アイヌに関する展示が多いため、運営団体としては、収益性や効率性に優先して取り組むだけではなく、深い見識を有していることが求められる。そのため、現状、旭川市博物館における指定管理者制度の導入は困難であると考えられる。 ただし、民間のノウハウを生かせる点もあると思われるため、今後も、指定管理者制度のみならず、部分的な委託等、民間のノウハウを生かす仕組みについて検討を継続するべきである。

令和4年度包括外部監査(社会教育行政に関する事業の事務の執行について)

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要
⑪ ボランティアについて（意見） 旭川市博物館では、上川管内に在住する公立小・中・高・特別支援学校を退職した校長で組織している北海道退職校長会旭川支部の会員がボランティアとして活動している。 今後は、退職校長会のみならず、それ以外のボランティアを希望する人が参加できるような取組も検討すべきである。
5. 旭川市科学館
(2) 監査結果と意見
⑧ アンケートの利用方法について（意見） 旭川市科学館は多くの学校を受入れている。今後、アンケートを有効活用するために、学校の受入れ時に教師や生徒からのアンケートを実施してみることも一案ではないだろうか。 その際には、自由に記載できる箇所だけではなく、旭川市科学館として知りたいことをアンケートの項目として設定するなど、より有効活用できるようなアンケートとなるように工夫して実施すべきと思われる。
⑪ 中長期的な修繕、新たな展示施設設置に関する計画の策定について（意見） 現状、必要な修繕の予算も十分には確保できない現状であり、計画を立てる必要性を感じられないかもしれないが、どの展示施設でいつ頃の程度の修繕等が必要になるかを把握するためにも、計画を策定しておくことも検討すべきと思われる。 一方、令和3年度よりふるさと納税の用途の中に「旭川市科学館」が設置されているが、具体的な利用計画はない。 ふるさと納税の寄附金額を予想することは難しいが、旭川市科学館のみで利用できる基金であり、旭川市科学館の裁量で用途を決められるものであるから、利用計画を策定し有効に活用することが望まれる。
⑫ 入館料について（意見） 入館料が値上げされても、入館者数が増えても、その収入増が旭川市科学館の予算に直接結びつかない。自らの裁量で収入増を目指すことのできる施設には、収入増加が直接モチベーションにつながるような設計、例えば、収入増加によって予算が増額するなどの措置をとることはできないだろうか。
6. 図書館
(6) 監査結果と意見
① 図書等の購入
ハ. 予約について
・一定の者や家族による予約の偏重について（意見） 購入される図書は、ある一定の個人や家族の要求に偏重することは認められない。 図書館システムについては、貸出図書が返却された時点で貸出履歴は削除されるような設計になっており、利用者側からも図書側からも過去の履歴は一切追跡できない。 しかし、一定の者からの未所蔵図書の予約が偏重しないような手続きを検討する余地はあると思われる。旭川市図書館としても、予約の偏重等に関しては対応の必要性を認識しており、今後ワーキンググループにおいて検討を行う予定とのことである。

令和4年度包括外部監査(社会教育行政に関する事業の事務の執行について)

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要
③ 除籍について
ハ. 人的要因による除籍を減らすための方策
ii. 長期未返却に関して
・ 延滞利用者への新たな貸出について (意見)
延滞利用者の貸出停止については、督促、催告を行ったのちに行われるため、延滞があっても、貸出停止までの間に新規に貸出を受けることは可能である。 様々な事情により返却が遅延してしまうケースがあることは理解できるが、新規の貸出を求めるということは来館しているということであり、まずは延滞している資料の返却が最優先されるべきで、その上で新規の貸出を行うべきと考える。
⑥ 団体利用について
ロ. 団体利用の貸出状況
・ 地域文庫の利用条件等の見直しについて (意見)
【平30 意見】 団体と地域文庫の登録条件には異なる点があるが、登録団体の属性は概ね同様である。中には団体、地域文庫の両者に登録している団体もある。 地域文庫による貸出しを増やすために、地域文庫の利用条件等に見直すべき点がないかを検討する必要があることと思う。 【措置状況 ×】 現在、ワーキンググループにおいて検討中とのこと。団体貸出も地域文庫貸出も減少傾向にあるため、利用促進へ何らかの方策がとれないかを引き続き検討すべきである。
・ 長期間利用のない団体の取扱いについて (意見)
【平30 意見】 一定期間利用がないものの中には、既に存在しなくなっている団体が多いことと思う。登録件数は形式的な数字ではなく、実質的なものにしておくべきであろう。 長期間利用がない団体については、一定のルールを設けて抹消することが望ましいといえる。 【措置状況 ×】 団体利用に関する登録については、件数も多いわけではなく、既に存在しない団体などを把握することは可能であると思われるため、個人利用登録の削除と同一の取り扱いとする必要性はない。 延滞がある貸出先の中には、既に存在しない団体等も含まれるかもしれないので、新規の貸出が一定期間ない相手先には何らかの対応を行い、その結果を踏まえて登録削除も行うような手続を検討するべきである。

令和4年度包括外部監査(社会教育行政に関する事業の事務の執行について)

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要
・団体貸出，地域文庫に対する督促手続について（意見） 【平30 意見】 図書館では，地域文庫における延滞図書の発生は，地域文庫から図書を借りた利用者が貸出図書の返却を地域文庫に行っていないことによる可能性が高いとしている。 団体貸出，地域文庫のいずれについても，それぞれの督促手続を定めることが望ましい。一定期間を経過しても返却がない場合には，貸出停止処分も必要であろう。 【措置状況 ×】 現在，ワーキンググループにおいて団体貸出及び地域文庫貸出への督促手続について検討中である。 団体及び地域文庫への貸出については，貸出冊数が非常に多くなるため，貸し出す際に貸し出した本の明細を渡している。そのため，以前に比べて延滞は減少しているとのことであった。 貸出中の本の明細を渡すことは延滞を減らすために大きな効果があるため，それを継続しつつ，督促手続について規定を設けるべきである。
⑫ 雑誌スポンサー制度について
ロ. 雑誌スポンサーの推移
・雑誌スポンサー制度等の収入源について（意見） 【平30 意見】 民間企業であれば広告主の引き留め策を講じる，あるいは新たなスポンサーの確保のための営業活動を行うことができるが，図書館はその公共的立場から積極的にスポンサーの引き留めや営業活動を行うことは難しい。 今後は，雑誌スポンサー制度以外の方法による収入確保も検討すべきであろう。 【措置状況 ×】 雑誌スポンサーが減少しているのは，費用に対する広告効果が思うように得られていないためと思われる。 他の図書館での取組として，帯広市図書館では，図書館のホームページにバナー広告が掲載されている。 また，他の自治体で図書館事業をふるさと納税の使途としてしているところはいくつもあるため，ふるさと納税の使途として図書館事業を掲げることも検討する価値はあることと思う。
7. 中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館
(4) 実施した監査手続き
③ 備品の現物実査
・備品一覧「現在位置」の更新について（意見） 備品一覧に記載の「現在位置」に保管されていない備品があった。 美術館はロケーションも広いため，この記載無しで現物と備品一覧とを照合するとなると膨大な時間を要することが見込まれる。また，適時適切に更新されていない場合，紛失した際にいつどこで紛失したのかその追跡が困難となるおそれがある。 そのため，現時点での保管場所を適切に記載した備品一覧を作成し，時期を定めて毎年更新作業を行う必要がある。

令和4年度包括外部監査(社会教育行政に関する事業の事務の執行について)

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要
9. 旭川市大雪クリスタルホール
(4) 実施した監査手続き
① ロケーション確認
・各ロケーションの利用状況と不用品の処分について 施設内大会議室横には通訳ブースとしての部屋があるが、ここ最近はまったく使用されていないとのことである。また、パントリーには現在未使用の物品が溢れていた。 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないため、今一度各部屋の利用状況を確認し、不用品の処分と各部屋の今後の利用方法について改めて検討する必要がある。
③ 備品の現物実査
・ラベル貼付による管理について 備品一覧を基に現物確認を行ったところ、ラベルが貼られていない備品や、ラベルが溶けてしまっていて確認できなかった備品があった。 誰でもいつでも備品一覧と現物とを照合できるよう、ラベルは漏れなく貼る必要がある。
・備品の利用・保管状況について 備品一覧を基に現物確認を行ったところ、現物が見当たらない備品や備品一覧に登録されていない備品、ラベルが異なった備品、実物と異なる内容で登録されていた備品があった。 備品一覧からも現物からも確かな心証が得られないとなると、両者の照合は困難を極める。施設には物品が溢れているため、まずは本クリスタルホールにて使用するものとししないものを区分し、不用品については適切に処分する必要がある。その際、他の施設において再利用の余地がないか検討してみるのも効果的である。
・備品一覧「保管場所」の記載・更新について（意見） 備品一覧に記載の「保管場所」に保管されていない備品があった。 大雪クリスタルホールにおける備品は件数も多く、そのロケーションも広いため、この記載無しで現物と備品一覧とを照合するとなると膨大な時間を要することが見込まれる。また、適時適切に更新されていない場合、紛失した際もいつどこで紛失したのかその追跡が困難となるおそれがある。 そのため、現時点での保管場所を適切に記載した備品一覧を作成し、時期を定めて毎年更新作業を行う必要がある。
・物品現在高報告書の作成について（意見） 定期査察結果表を閲覧したところ、全ての項目について特に問題は無かった旨報告されているが、実態は異なるものであり、本査察が形骸化しているように見受けられる。 形だけの報告になるのであれば、ローテーションで1年かけて全て確認する形にするなど手法を検討すべきである。

令和4年度包括外部監査(社会教育行政に関する事業の事務の執行について)

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要
10. 複数の施設に関連する意見
① 各施設の一体利用について（意見） 大雪クリスタルホールも旭川市民文化会館もホールと会議室を持ち合わせており、施設としての機能は近いものがある。また、いずれの建物も老朽化が進んでいるため、今後大規模改修又は建替えを検討する機会があるのであれば、同じように建物の老朽化が進む常磐館や利用者数の少ない旭川市博物館、中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館、井上靖記念館等も含め、一体的に運営の見直しを同時に検討する必要があると考える。